

9 / 17 (水) の行事

報道発表資料の配付日時 9月10日 (水) 14時00分

発表項目 (行事名)	令和7年度第1回留萌保健医療福祉圏域連携推進会議の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	留萌地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進と、地域医療構想の達成を推進するため、第1回留萌保健医療福祉圏域連携推進会議を次のとおり開催します。 1 日時 令和7年(2025年)9月17日(水) 18:00~19:30 2 場所 北海道留萌振興局 1階102会議室 (Web併用) (留萌市住之江町2丁目1番2号) 3 参集範囲 留萌保健医療福祉圏域連携推進会議委員等 (留萌医師会、留萌歯科医師会、管内各病院、留萌市ほか管内7町村、その他関係団体等 構成団体数:23) 4 主な議題(予定) (1)留萌圏域の病床数削減について (2)留萌圏域の精神科の現状について (3)受動喫煙防止対策について (4)その他		
参考	「留萌保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱」は別添のとおりです。資料については、当日、会場で配布します。		

報道(取材)に当たってのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	(場所)

担当 (連絡先)	北海道留萌振興局保健環境部保健行政室(北海道留萌保健所) 企画総務課 (担当者:企画総務課長 渡邊 健司) TEL ダイヤルイン 0164-42-8309 内線 3600
-------------	--

留萌保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱

(設置)

第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進と、地域医療構想の達成を推進するための協議を行うため、留萌保健医療福祉圏域連携推進会議（以下「連携推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。

- (1) 地域の保健医療福祉に関すること。
- (2) 北海道医療計画（地域医療構想含む。）に関すること。
- (3) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項

(組織)

第3条 連携推進会議は、次に掲げる各号の関係団体等のうちから留萌振興局保健環境部長が指定する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益団体
- (2) 保健医療福祉サービスの提供団体
- (3) 関係行政機関
- (4) その他必要と認められる団体等

2 連携推進会議に委員の互選により、会長を置く。

3 連携推進会議に副会長を1名置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(専門部会)

第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する連携推進会議の委員及び委員以外の有識者をもって構成する。

(事務局)

第6条 事務局は、留萌振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

2 事務局は、連携推進会議の庶務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が連携推進会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成20年10月 3日から施行する。

この要綱は、平成22年 5月25日から施行する。

この要綱は、平成23年 3月 4日から施行する。

この要綱は、平成24年 8月 8日から施行する。

この要綱は、平成29年 3月24日から施行する。

この要綱は、平成30年 3月22日から施行する。

この要綱は、令和 6年 6月27日から施行する。

この要綱は、令和 7年 8月12日から施行する。

留萌保健医療福祉圏域連携推進会議 委員（構成団体）名簿

委員構成団体等	
保健医療福祉サービス受益団体	
	留萌地区身体障がい者福祉協会
	留萌地区市町村社協連絡協議会
	留萌管内老人福祉施設協議会
	地域医療を守る会「折り鶴」
保健医療福祉サービス提供団体	
	一般社団法人 留萌医師会
	一般社団法人 留萌歯科医師会
	一般社団法人 北海道薬剤師会留萌支部
	公益財団法人 北海道看護協会留萌支部
	公益財団法人 北海道栄養士会留萌支部
	留萌管内ケアマネジャー連絡協議会
	留萌管内基幹相談支援センターうえるデザイン
	留萌市立病院
	北海道立羽幌病院
	天塩町立国民健康保険病院
	留萌記念病院
関係行政機関	
	留萌市
	増毛町
	小平町
	苫前町
	羽幌町
	初山別村
	遠別町
	天塩町